



タイヤロックの実施

タイヤロックとは、差し押さえた自動車のホイールを専用装置で固定し、運行を不可能にする装置です。催告に応じない場合、自動車の差し押さえを実施しています。

【差し押さえの状況】（単位：件）

財産の種類	令和4年度
不動産	4
預貯金	72
給与	18
年金	4
生命保険	7
合計	105

▼公売などの強制換価処分を受けます
公売などの強制処分は、大切な市税を確保するためにやむを得ず行う最終的な処分です。

税金を納めずにいると

▼延滞金が増算されます
納期限を過ぎて納付すると、その遅延した税額に対して延滞金が増算されます。延滞金は、納期限の翌日から納める日までの期間の日数に応じて計算します。令和5年の延滞金の率は、8・7%（納期限後1カ月は2・4%）の割合です。

税金の納付が遅れると

ストップ！滞納

市民の皆さんが納めている税金は、よりよい町づくりのために活用されています。しかし、税金の納付が滞ってしまうと公共サービスを提供するための財源が不足し、皆さんの生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

納期限内に納付した人との公平性を保ち、市税の徴収を確保するためにも、市では税法に従い、適正な滞納整理を行っています。

必ず、納期限内の納付をお願いします。

忙しい納付に行く時間のない方には、便利な口座振替をお勧めしています。

口座振替をご利用ください

⑤公売・換価
差し押さえた不動産などの公売や、預貯金・給与の取り立てを行い、滞納税に充てます。

④財産差し押さえ
督促状が送付されてから、10日を経過しても完納されない場合、財産差し押さえの対象になります。

③財産調査・搜索
金融機関や勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。また、自宅や事務所を搜索する場合もあります。これらは国税徴収法・地方税法に基づき実施され、個人情報保護法の適用は受けません。

②催告
督促状が送付されても納税がない場合、電話や文書により催告を行います。

①督促状の発送
納期限を過ぎても完納されない場合は督促状が送付されます。

滞納処分の流れ

滞納Q&A

Q 市税を滞納しているのは分かっていますが、他の借金があつて税金の納付ができないのですが。
A 「原則として、税金はすべての債務に優先する」と地方税法第14条で定められています。つまり個人の債務（借金より、税金が優先されます。

Q 滞納額が少額なら差し押さえはされませんか？
A 滞納額の多い少ないにかかわらず、財産があれば差し押さえを行います。

Q 「納税お知らせセンター」から税金に関する電話が掛かってくるのですが。
A 本市から委託を受けた民間事業者です。納期限が過ぎ、督促状発送後も市税などの納付の確認が取れない方に対して、電話で納付の呼び掛けを行っています。

納期限内での納付が困難な特別な事情がある場合は、そのまま放置せずに収納課へご相談ください。換価・納税の猶予が受けられる場合があります。

問合せ／本庁収納課納税G

(内線2450、2451)

VOL.25 防災トピックス

このコーナーでは、防災に関する備えや避難時の注意など、日頃から災害に備えるための情報をスポットで発信していきます。

問合せ／消防局予防課 予防調査係 ☎(22)0135



住宅火災を起こさない！命を守る10のポイントをチェック

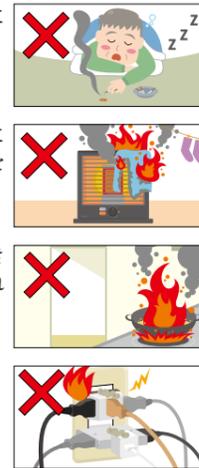
住宅火災から命を守るために

火災の中でも、住宅で発生する火災で多数の死者が出ています。その出火原因は、生活する上で身近なものが多くを占めています。11月9日(木)から15日(水)まで、令和5年秋季全国火災予防運動を実施しています。この機会に、消防庁が作成した「住宅防火いのちを守る10のポイント」を確認し、住宅火災から命を守るための対策を行いましょう。

住宅防火いのちを守る10のポイント

●4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こたろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントのほこりを清掃し、不要なプラグは抜く



●6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやこたろなどは安全装置の付いた機器を使用する
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器などを設置し、使い方を確認しておく
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う



11月は「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」

問合せ先 本庁社会福祉課 相談G(内線2367)

児童虐待は、家庭や学校、地域全体で取り組むことで、発生の予防や早期発見につながります。あなたの周りに「気になる子ども」はいませんか？子どもの命、権利、そして未来を守るために、もしかしてと思ったら、市の児童虐待相談電話や児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」などを利用して相談してください。あなたの一報で救われる子どももいます。

ヤングケアラー※相談電話
ヤングケアラー なくしたい
☎0120(080)794

※ヤングケアラーとは、「大人と同じように責任を担って家族のお世話や介護、家事などを日常的に行っている18歳未満の子どもたち」のことをいいます。

虐待かもと思ったら
児童相談所全国共通3桁ダイヤル
☎189(いちはやく)

児童虐待 相談電話
☎(20)6343

オレンジリボンツリー・パープルリボンツリー設置のお知らせ



本市では、「児童虐待防止(オレンジリボン)」「暴力撲滅(パープルリボン)」を目的に、市民協働型事業として市民の皆さまに児童虐待・女性に対する暴力のない社会になることを願ってリボンを結んでもらうよう呼び掛けています。(ツリー設置箇所：本庁2階総合案内横)

